（裏）

備考　１　所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。
２　申請時において銃砲欄（種類欄及び替え銃身の種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
３　内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある□内にレ印を記入すること。
４　銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、電磁石銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びよう打銃、建設用鋼索発射銃、鉱さい破砕銃等の別を記載すること。
５　型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
６　モデル名等の欄には、そのモデル名を記載し、モデル名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
７　公称口（番）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した長さ）は、公称口（番）径が不明なものに限り記載すること。
８　銃腔内腔旋割合欄には、腔旋を有する部分が銃腔の長さに占める割合に該当する事項の□内にレ印を記入すること。
　なお、ライフル銃以外の銃砲については、記載することを要しない。
９　特徴欄には、銃床の折畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
10　替え銃身欄には、替え銃身ごとにその種類、口径、銃腔内腔旋割合、銃身長及び適合実（空）包を４、７、８、13及び15により記載すること。
11　銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
12　銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
13　銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面）までの長さ（回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。）を記載すること。
　なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載することを要しない。
14　弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
15　適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
16　用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
　なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
17　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

（表）

／　件

銃砲	□譲渡等承諾書のとおり			
	種類			
	型式		銃番号	
	メーカー名		銃の全長	センチメートル
	モデル名等		銃身長	センチメートル
	公称口（番）径		弾倉型式及び充填可能弾数	
	（実測口径）	（　ミリメートル）	適合実（空）包	
	銃腔内腔旋割合	□1/5以上1/2以下　□1/2超		
	特徴			
	替え銃身	種類	銃身長	センチメートル
		公称口（番）径（実測口径）	（　ミリメートル）	適合実（空）包	
		銃腔内腔旋割合	□1/5以上1/2以下　□1/2超	
用途	法第４条第１項に規定する用途			
	第１号	□狩猟	□有害鳥獣駆除	□標的射撃
	第２号	□人命救助	□動物麻酔	□と殺	□漁業	□建設業
		□その他の産業の用途（　）		
	□第３号	□第４号	□第５号	□第5号の2	□第８号	□第９号	□第10号
	□法第６条第１項に規定する用途			
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり			
	住所			
	氏名			
	電話番号			

（裏）

備考　１　所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。
２　申請時において銃砲欄（種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
３　内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある□内にレ印を記入すること。
４　銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びよう打銃、建設用鋼索発射銃、鉱さい破砕銃等の別を記載すること。
５　型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
６　商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
７　公称口（番）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した長さ）は、公称口（番）径が不明なものに限り記載すること。
８　特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
９　銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
10　銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
11　銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面）までの長さ（回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。）を記載すること。
　なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載をすることを要しない。
12　弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
13　適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
14　替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を７及び11により記載すること。
15　用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
　なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
16　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

（表）

／　件

銃砲	□譲渡等承諾書のとおり			
	種類		銃番号	
	型式		銃の全長	センチメートル
	商品名等		銃身長	センチメートル
	公称口（番）径	ミリメートル インチ番	弾倉型式及び充填可能弾数	
	（実測口径）	（　ミリメートル）	適合実（空）包	
	特徴		替え銃身	
用途	法第４条第１項に規定する用途			
	第１号	□狩猟	□有害鳥獣駆除	□標的射撃
	第２号	□人命救助	□動物麻酔	□と殺	□漁業	□建設業
		□その他の産業の用途（　）		
	□第３号	□第４号	□第５号	□第5号の2	□第８号	□第９号	□第10号
	□法第６条第１項に規定する用途			
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり			
	住所			
	氏名			
	電話番号			